

【平成 28 年度 11 区相談支援室における取組みについて】

(実績報告より)

<ウ：切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進>

在宅医療の体制づくり

- ・夜間・休日のバックアップ体制として当番制を決めた。
- ・「在宅かかりつけ医交流会」を開催。
- ・在宅医と訪問看護ステーションの情報交換会開催。
- ・病院と訪問看護師との入院時カンファレンス実施により再入院率減少、在宅復帰率増加。

在宅医療・介護の現状、連携課題の把握

- ・アンケートや聞き取り調査を実施。
- ・医科歯科連携についての課題を検討し、入院時の歯科受療機会の確保ルールを検討。
- ・区内介護施設にアンケート実施、空床状況の周知や入所時の地域とのルール化を検討。
- ・医師との連絡が取りにくいというケアマネからの声を受け、医師会内の医師と連絡が取りやすい時間帯（「ケアマネタイム」）を確認し公表。

<エ：医療・介護関係者の情報共有の支援>

情報共有ツール等

- ・各事業所や医療機関ごとに異なっていた情報共有シートをより効果的なものに統合・更新を検討。
- ・区役所と連携することにより、効果的な啓発・周知

<オ：在宅医療・介護連携に関する相談支援>

【医療関係機関からの相談内容】

- ◆病院：退院後に通院が困難なため往診可能な医師について
- ◆病院：呼吸管理対応が可能な訪問看護ステーションについて
- ◆訪問看護ステーション：言語聴覚士のいる訪問看護ステーションについて
- ◆診療所医師：妻の死亡後、閉じこもりがちで低栄養傾向にある患者の訪問看護ステーション導入について
- ◆かかりつけ医師：遠方に入院中の患者家族から近隣への転院について

【介護関係機関からの相談内容】

- ◆地域包括支援センター：認知症の高齢者の家族からの虐待ケースの入所・入院先について
- ◆地域包括支援センター：多臓器がん患者の医療保険での訪問看護の利用について
- ◆介護事業所：往診可能な精神科、眼科、耳鼻科医師について
- ◆認知症初期集中支援チーム：サポート医以外に認知症患者を診てもらえる医師について
- ◆介護支援専門員：通院困難な患者の医療サービス各種の調整について
- ◆介護支援専門員：成年後見人制度における診断書の作成が可能な医師について